

議案第 82 号

桐生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

桐生市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年桐生市条例第 55 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項を次のように改める。

- 2 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 82 号 桐生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 案

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、災害援護資金について、所要の改正を行おうとするものです。